



福祉施設版

NEWS LETTER

2023 年 11 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿 7 - 4 - 7 イマス浜田ビル 3 階
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

2024 年度同時改定の注目点 福祉編

来年度の診療報酬改定は 6 年に 1 度の介護報酬改定等との同時改定の上、医療介護総合確保方針の節目の年となります。コロナの経験とポスト 2025 年、2040 年問題を視野に入れた重要な改定です。ポイントを解説します。



連携強化と情報整理が鍵

キーワード① 複合型サービスの新設

複数の在宅サービスを組み合わせさせた新類型として、「訪問+通所」の複合型サービスの精査が行われました。訪問介護利用者の 46.7%が通所介護も利用しており、確実な需要が見込まれます。また、人材の調整がしやすい、在宅時の状況も確認できる、利用者の性格やニーズが把握しやすいなど、事業者側にも多くの利点があります。人員・設備の基準や介護報酬の単位・単価の設定などは秋以降の議論で決定されますが、複数サービスを横断することから、地域の介護サービス全体の役割分担や利用者分布に影響することも予想され、参入予定のない事業者にも目が離せない改定事項となりそうです。地域の医療機関や他施設との連携強化も鍵となります。

キーワード② 財務諸表の公表義務化と LIFE

情報利活用の観点から、その前段階としての記録・公表に一層力点が置かれます。

まず、**原則すべての介護サービス事業者**

対象に、財務状況の公表の義務化が予定されています（現在は医療法人や社会福祉法人が対象）。財務諸表の他、従事者の情報（職種別の従事者数、従事者の経験年数、一人当たり賃金）も公表の対象に追加することが検討されています。公表に先立ち、情報を整理し経営状況を確認するなど、準備が必要です。

LIFE（科学的介護情報システム）の改善・積極活用も議論されています。特に訪問系サービスの評価項目が拡大され、自立支援や重度化防止のためのアウトカム評価（サービスによって利用者の状態がどう変化したかの評価）なども検討されています。入力負担が大きく、現状は事業者のメリットは多いとはいえませんが、今後は加算を算定するための条件として LIFE の登場回数が増えていくものと思われます。LIFE を戦略的に活用することが、事業者に求められるようになります。

他にも処遇改善加算の一本化や福祉用具とケアプラン費の見直し、小規模法人の大規模化など、重要事項が目白押しです。具体的な単価や算定要件は来年 1 月頃に示されます。

介護報酬改定は、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会で検討されています。以下のサイトで経過をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html

介護保険サービスごとの介護料収入

ここでは今年6月に発表された調査結果※から、介護保険サービスごとの介護料収入をみていきます。

サービスごとに異なる介護料収入

上記調査結果から介護保険サービスごとに1ヶ月当たりの介護料収入をまとめると、下表のとおりです。

2021年度決算における介護料収入をみると、施設サービスでは介護老人保健施設が最も高く、すべてのサービスが1,000万円を超えています。居宅サービスでは、特定施設入居者生活介護が1,000万円を超えました。居宅サービスは介護料収入が100万円台～1,000万円台まで幅広く、サービスによる違いがみられます。地域密着型サービスでは、地域密着型介

護老人福祉施設が最も高く、看護小規模多機能型居宅介護が続いています。

前年度比ではプラスのサービスが多い

前年度比に注目すると、3年連続で介護料収入がプラスになっているサービスが多くみられます。中でも居宅サービスと地域密着型サービスでは、サービスの半分以上で3年連続の増加となっています。反対に、介護療養型医療施設と短期入所生活介護では3年連続で減少しています。

貴施設の状況はいかがでしょうか。

介護保険サービス別1ヶ月当たりの介護料収入(千円、%)

	2019年度決算	前年度比	2020年度決算	前年度比	2021年度決算	前年度比
介護老人福祉施設	21,044	0.1	21,527	2.3	21,686	0.7
介護老人保健施設	29,045	1.7	29,006	-0.1	29,136	0.4
介護療養型医療施設	21,309	-19.4	17,484	-18.0	15,662	-10.4
介護医療院	27,308	-	28,020	2.6	27,861	-0.6
訪問介護	2,586	1.4	2,904	12.3	2,966	2.2
訪問入浴介護	2,848	8.0	3,033	6.5	3,130	3.2
訪問看護	2,688	8.6	2,874	6.9	2,964	3.1
訪問リハビリテーション	1,099	1.8	1,328	20.9	1,380	3.9
通所介護	5,161	-0.4	5,194	0.6	5,130	-1.2
通所リハビリテーション	5,298	-3.4	4,947	-6.6	4,973	0.5
短期入所生活介護	3,545	-1.6	3,506	-1.1	3,465	-1.2
特定施設入居者生活介護	10,205	0.2	10,781	5.6	10,804	0.2
福祉用具貸与	4,936	18.0	6,085	23.3	6,406	5.3
居宅介護支援	1,125	-1.0	1,191	5.8	1,255	5.4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,906	15.6	5,385	9.8	5,668	5.3
夜間対応型訪問介護	1,609	-2.3	1,837	14.1	1,947	6.0
地域密着型通所介護	2,238	0.7	2,298	2.7	2,366	3.0
認知症対応型通所介護	2,412	4.5	2,332	-3.3	2,258	-3.2
小規模多機能型居宅介護	4,289	3.4	4,343	1.2	4,454	2.6
認知症対応型共同生活介護	4,427	5.4	4,359	-1.5	4,385	0.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	5,131	-1.6	5,239	2.1	5,225	-0.3
地域密着型介護老人福祉施設	8,219	4.5	8,620	4.9	8,700	0.9
看護小規模多機能型居宅介護	6,180	3.1	6,433	4.1	6,672	3.7

厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」より作成

※厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」

全ての介護保険サービスを対象に、一定の条件で抽出した施設・事業所に対して2022年5月に行われた調査です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/153-1.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q&A

『大幅な引上げとなる地域別最低賃金と月給者の確認』



今年入職した正職員には、月額18万円（基本給：月額16万円、皆勤手当：月額1万円、通勤手当：月額1万円）の給与を支給しています。今年度は最低賃金が大幅に引上げとなったと聞きました。そのため、月給者の給与が最低賃金を下回るかもしれないと心配しています。



月給者も時給者と同様に最低賃金額以上の給与を支給する必要があります。月額で支給する給与を、所定労働時間に基づき時給に換算し、最低賃金と比較します。なお、支給している給与のうち皆勤手当、通勤手当等については、最低賃金の確認において除外して計算する必要があります。

詳細解説：

1. 最低賃金制度

最低賃金制度とは、法律に基づき国が賃金の最低限度額を定め、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとするものです。最低限度額であるため、最低賃金額を下回る給与と気づかずに支払っていたときはもちろん、仮に施設と職員で最低賃金を下回る賃金額での支払いに合意したとしても無効となり、最低賃金額と同額の賃金を支払うこととなります。



- 深夜割増手当など、深夜の労働に対して支払われるもの(割増分のみ)

その他、毎月支払われる給与であっても、精皆勤手当、通勤手当および家族手当も除外して計算することになっています。

3. 月給者の最低賃金の確認方法

月給者の給与が最低賃金額以上の金額で支払われているかの確認は、 $[\text{月給} \div 1 \text{ヶ月の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額(時間額)}]$ で行います。1ヶ月の平均所定労働時間は、 $[1 \text{年間の所定労働時間} \div 12 \text{ヶ月}]$ で計算することになっており、例えば、1日8時間、年間の所定労働日数240日の場合、1ヶ月の平均所定労働時間は、 $[8 \text{時間} \times 240 \text{日} \div 12 \text{ヶ月} = 160 \text{時間}]$ となります。質問のケースに当てはめると、 $[(18 \text{万円} - 2 \text{万円(皆勤手当および通勤手当)}) \div 160 \text{時間} = 1,000 \text{円}]$ となり、これと最低賃金を比較します。

2. 最低賃金から除外される賃金

月給制で支給している給与においては、毎月支払われる給与が最低賃金を確認するときの対象となります。その際、次の給与については除外して確認する必要があります。

- 結婚祝い金など、臨時に支払われるもの
- 賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われるもの
- 残業代など、所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われるもの
- 休日出勤手当など、所定労働日以外の日の労働に対して支払われるもの

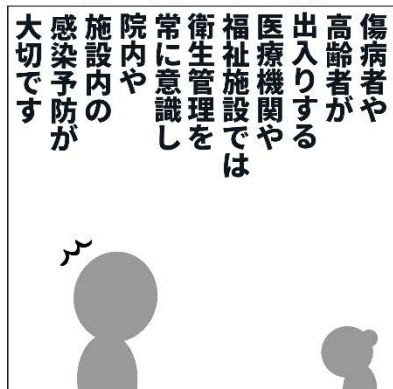
月給者の給与は時給額に換算して比較する必要があるため、確認がもれやすく注意が必要です。大幅な引上げとなったこの機会に、最低賃金を下回っていないかを確認しておきましょう。

事例で学ぶ4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『衛生管理を意識』



衛生管理を意識



ワンポイントアドバイス

アイさんは、真井さんへ元気に挨拶をし、目線をあわせて会話をしています。

ですが、その姿を見たマナ先輩は困っています。なぜでしょうか。

よく見ると、アイさんは真井さんと目線をあわせるため、立膝をしています。

この姿勢は、福祉施設において適切といえるでしょうか。

福祉施設は、身体の弱い方が出入りするところです。衛生管理を意識し、清潔さを心がけ、掃除なども徹底されているでしょう。

しかし、どれほど掃除がなされていても、(重力は上から下へ向かっていますので)床は衛生的とはいえません。

故に、介護スタッフは、**意識的に床への接触を避けて行動をしなければなりません。**それが、直接的であっても間接的であっても、同様です。

今回のケースでは、目線を低くすることと同時に衛生面の配慮をしつつ、床に膝が触れないようにかがむ姿勢がよいでしょう。

また、仮に接触を避けられない場合には、細心の注意が求められます。

物理的にも精神的にも感染予防を心がけ、利用者様に安心していただけるような行動ができると、さらに素晴らしい対応になるでしょう。